

(特定株式等の特定非常災害の発生直後の価額)

4 措置法施行令第 40 条の 2 の 3 第 3 項第 2 号に規定する金額は、評価通達の定めによって評価した 1 株当たりの特定株式等の価額にその特定株式等の数を乗じて計算した額による。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 評価通達 180((類似業種比準価額))に定める類似業種比準価額によって評価する場合

評価通達 183((評価会社の 1 株当たりの配当金額等の計算))に定める評価会社の「1 株当たりの配当金額」、「1 株当たりの利益金額」及び「1 株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」を次に掲げるところにより計算した金額によって評価した 1 株当たりの特定株式等の価額

イ 「1 株当たりの配当金額」

次のロにより計算した「1 株当たりの利益金額」に次に掲げる割合を乗じて計算した金額

評価通達 183(1)に定めるところにより計算した直前期末以前 2 年間の評価対象法人の剰余金の配当金額の合計額

評価通達 183(2)に定めるところにより計算した直前期末以前 2 年間の評価対象法人の法人税の課税所得金額を基として計算した利益金額の合計額

ロ 「1 株当たりの利益金額」

評価通達 183(2)に定めるところにより計算した「1 株当たりの利益金額」と特定非常災害の発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった特定非常災害発生日の属する事業年度の末日以前 1 年間における所得金額を基として計算した利益金額の見積額(以下「見積利益金額」という。)を直前期末における発行済株式数(1 株当たりの資本金等の額が 50 円以外の金額である場合には、直前期末における資本金等の額を 50 円で除して計算した数によるものとする。以下同じ。)で除して計算した金額との合計額(その金額が負数のときは 0 とする。)の 2 分の 1 に相当する金額

ハ 「1 株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」

評価通達 183(3)に定める「1 株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」。ただし、上記ロの見積利益金額が欠損となる場合には、次に掲げる金額の合計額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする。

(イ) 評価通達 183(3)に定める直前期末における資本金等の額

(ロ) 評価通達 183(3)に定める法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条((定義))第 18 号に規定する利益積立金額に相当する金額(法人税申告書別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額)

(ハ) 上記ロに定める見積利益金額

(注) 上記(イ)から(ハ)の合計額が負数となる場合には、その金額を0とすることに留意する。

(2) 評価通達 185((純資産価額))に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」によって評価する場合

課税時期において特定地域内にあった動産等(評価対象法人が特定非常災害発生日において保有していたものに限る。)の状況が特定非常災害の発生直後の現況にあったものとみなして特定非常災害の発生直後におけるその動産等の価額を評価した場合の各資産の価額の合計額が、同項に定める「課税時期における各資産をこの通達の定めるところにより評価した価額の合計額」であるものとして評価した1株当たりの特定株式等の価額

(注) 評価対象法人が課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利並びに家屋及びその附属設備又は構築物の価額についても、特定非常災害の発生直後におけるこれらの資産の価額として評価することに留意する。

(3) 評価通達 188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の定めによって評価する場合

評価通達 188-2に定める評価会社の「その株式に係る年配当金額」を上記(1)イにより計算した金額(ただし、その金額が2円50銭未満のものにあつては2円50銭とする。)によって評価した1株当たりの特定株式等の価額

## 《説明》

1 平成29年度税制改正により、措置法第69条の6が創設され、特定非常災害発生日以後に相続税の申告期限の到来する者が、当該特定非常災害発生日前に相続若しくは遺贈により取得した特定株式等又は贈与により取得した特定株式等(当該特定非常災害発生日の属する年(当該特定非常災害発生日が1月1日から当該特定非常災害発生日の属する年分の前年分の贈与税の申告期限までの間にある場合には、その前年。)の1月1日から当該特定非常災害発生日の前日までの間に取得したもので、相続税法第19条又は第21条の9第3項の規定の適用を受けるものに限る。)で当該特定非常災害発生日において所有していたものの相続税の課税価格に算入すべき価額は、その財産の取得の時ににおける時価によらず、「特定非常災害の発生直後の価額(特定非常災害発生後を基準とした価額)」によることができることとされた(措置法69の6①)。

また、措置法第69条の7が創設され、特定非常災害発生日の属する年(当該特定非常災害発生日が1月1日から前年分の贈与税の申告期限までの間にある場合には、その前年。)の1月1日から当該特定非常災害発生日の前日までの間に贈与により取得した特定株式等で、当該特定非常災害発生日において所有していたものの贈与税の課税価格に算入すべき価額についても、その財産の取得の時ににおける時価によらず、「特定非常災害の発生直後の価額(特定非常災害発生後を基準とした価額)」によることができることとされた(措置法69の7①)。

2 この特定株式等の「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」については、特定株式等を相続等により取得した時において評価対象法人が保有していた特定地域内の動産等（その評価対象法人が特定非常災害発生日において保有していたものに限る。）のその特定株式等を相続等により取得した時の状況が、特定非常災害の発生直後の現況にあったものとみなして、課税時期における価額として評価した額に相当する金額とされている（措置法施行令 40 の 2 の 3 ③二）。

すなわち、評価対象法人が課税時期において保有していた特定地域内の動産等のうち特定非常災害発生日において保有していたものが、課税時期において既に特定非常災害による損害を被った状態で存していたものとして評価し直した額を、課税時期における価額とすることとなる。そこで、特定株式等の価額の算定に当たっては、まず、いわゆる類似業種比準方式及び純資産価額方式の計算方法を示す必要があるところ、その計算方法は、次のとおりとなる。

3 類似業種比準方式は、事業内容が類似する複数の上場会社の株価（類似業種の株価）に直前期末以前 1 年間又は 2 年間における評価会社の「1 株当たりの配当金額」及び「1 株当たりの利益金額」並びに直前期末における評価会社の「1 株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」と類似業種について上記に準じて計算したそれぞれの金額との比準割合を乗じて、その 70%（又は 60%、50%）相当額によって評価する方式である。このため、特定株式等を類似業種比準方式によって評価する場合には、特定非常災害発生日を含む事業年度の 1 株当たりの配当金額等の評価要素を取り込むことができない。

しかしながら、特定株式等については、その評価方式の差異をもって特定非常災害に係る特例の適用の有無が区分されていないことを踏まえれば、評価対象法人が特定非常災害発生日まで保有していた特定地域内の動産等の課税時期の状況が、特定非常災害の発生直後の現況にあったものとみなして評価するということは、課税時期にその動産等が特定非常災害の発生直後の現況にあったものとするに他ならない。このことからすると、課税時期にその動産等が特定非常災害の発生直後の現況にあったものとしたならば、課税時期を含む評価対象法人の事業年度における 1 株当たりの配当金額、利益金額及び（簿価）純資産価額についても特定非常災害の影響を受けることとなるのであるから、これを加味して評価し直すのが相当であると解される。

そこで、類似業種比準方式により評価する場合の特定株式等の「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」については、まず、「1 株当たりの利益金額」について特定非常災害の発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった特定非常災害発生日の属する事業年度の末日以前 1 年間における所得金額を基として計算した利益金額の見積額（以下「見積利益金額」という。）を用いて所要の調整を行い、次に、調整後の 1 株当たりの利益金額を基に「1 株当たりの配当金額」及び「1 株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」について調整することとした。具体的には、次に掲げるところにより計算した金額によって評価した 1 株当たりの特定株式等の価額にその特定株式等の数を乗じて計算することとした。本項の(1)においては、これらのことを明らかにしている。

イ 「1 株当たりの配当金額」

「1株当たりの配当金額」については、特定非常災害の影響を考慮し計算される下記ロ（本項の(1)ロ）の「1株当たりの利益金額」に、その評価対象法人の直前期末以前2年間の平均配当率を乗じて求めることとした。

なお、平均配当率は次の算式のとおりである。

評価通達 183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))(1)に定めるところにより計算した直前期末以前2年間の評価対象法人の剰余金の配当金額の合計額

評価通達 183(2)に定めるところにより計算した直前期末以前2年間の評価対象法人の法人税の課税所得金額を基として計算した利益金額の合計額

ロ 「1株当たりの利益金額」

「1株当たりの利益金額」については、特定非常災害発生日の属する事業年度の末日以前1年間における所得金額の影響を加味する方法として、評価通達 183(2)に定めるところにより計算した「1株当たりの利益金額」と1株当たりの見積利益金額の合計額（その金額が負数のときは0とする。）の2分の1に相当する金額とした。

ハ 「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」

「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」については、評価通達 183(3)に定める「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」によるのであるが、上記ロ（本項の(1)ロ）により計算される見積利益金額（確定決算によるものを含む。）が欠損となる場合には、直前期末における資本金等の額及び利益積立金額の合計額からその見積利益金額（欠損額の絶対値）を控除することによる調整を行うことができることとした。

#### （参考1）見積利益金額の算定に当たっての留意点

評価対象法人が課税時期において特定非常災害発生日を含む事業年度の決算を了していないことから、本項の(1)ロでは、その事業年度の末日以前1年間における所得金額について「特定非常災害の発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった特定非常災害発生日の属する事業年度の末日以前1年間における所得金額」と定めているが、評価対象法人が措置法第69条の8（（相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例）の規定により延長された相続税及び贈与税の申告期限（特定非常災害に係る国税通則法第11条（（災害等による期限の延長））の規定により延長された期限と特定非常災害発生日の翌日から10か月を経過する日とのいずれか遅い日）までに決算を了しているときには、その実績によることを予定しているものである。したがって、評価対象法人が法人税の申告期限の延長等により、措置法第69条の8の規定により延長された相続税及び贈与税の申告期限までに決算を了していないときには、特定非常災害の発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった特定非常災害発生日の属する事業年度の末日以前1年間における所得金額によることとなる。

(参考2) 評価通達の評価方法と特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）の評価方法の比較

配当金額	評価通達	$\frac{\text{直前期末以前2年間の配当金額}}{2}$	$\frac{\text{直前期末以前2年間の剰余金の配当金額の合計額}}{\text{直前期末以前2年間の利益金額の合計額}}$
	↓ 特定非常災害の発生直後の価額	$\left( \frac{\text{直前期末以前1年間の利益金額（又は2年間の平均利益金額）} + \text{特定非常災害発生日を含む事業年度の見積利益金額}}{2} \right) \times \text{直前期末以前2年間の平均配当率}$	
利益金額	評価通達	直前期末以前1年間の利益金額（又は2年間の平均利益金額）	
	↓ 特定非常災害の発生直後の価額	$\left( \frac{\text{直前期末以前1年間の利益金額（又は2年間の平均利益金額）} + \text{特定非常災害発生日を含む事業年度の見積利益金額}}{2} \right)$	
簿価純資産価額	評価通達	直前期末現在の資本金等の額 + 直前期末現在の利益積立金額	
	↓ 特定非常災害の発生直後の価額	直前期末現在の資本金等の額 + 直前期末現在の利益積立金額 - 見積利益金額の絶対値（注） （注）見積利益金額が欠損となる場合のみ	

4 純資産価額方式は課税時期において評価対象法人が保有していた各資産の価額を評価通達に定めるところにより評価した価額（相続税評価額）に置き換えて評価する方式である。

本項の(2)においては、評価通達185((純資産価額))に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」によって評価する場合における特定株式等の価額は、「課税時期における各資産を評価通達の定めるところにより評価した価額の合計額」を、「課税時期において特定地域内にあった動産等（評価対象法人が特定非常災害の発生した日において保有していたものに限る。）の状況が特定非常災害の発生直後の現況にあったものとみなして特定非常災害の発生直後におけるその動産等の価額を評価した場合の各資産の価額の合計額」に置き換えて評価した1株当たりの特定株式等の価額とすることを明らかにしている。

総資産価額のイメージ（相続税評価額ベース）

(科目)	(相続税評価額)	(科目)	(相続税評価額)
金銭・有価証券	—	金銭・有価証券	—
土地等	特定地域内	土地等	特定地域内
	特定地域外		
家屋等	特定地域内	家屋等	
	特定地域外		
他の動産等	特定地域内	他の動産等	
	特定地域外		

なお、評価通達 185 括弧書は、評価会社が課税時期前 3 年以内に取得又は新築した土地等並びに家屋及びその附属設備又は構築物（以下「家屋等」という。）の価額について、課税時期における通常の取引価額に相当する金額（一定の場合には、帳簿価額）によって評価することを定めているが、これは、純資産価額の計算において、評価対象法人が所有する土地等の「時価」を算定する場合に、①個人が所有する土地等の評価を行うことを念頭においた路線価等によって評価替えることが唯一の方法であるとは限らないものと考えられ、適正な株式等の評価の見地からはむしろ通常の取引価額によって評価すべきものであるとも考えられること、また、②課税時期の直前に取得（新築）し、「時価」が明らかな土地等や家屋等についても路線価等や固定資産税評価額によって評価替えることは、「時価」の算定上、適切ではないと考えられることによるものである。そして、その土地等や家屋等の帳簿価額が課税時期における「通常の取引価額」に相当すると認められる場合には、帳簿価額に相当する金額によって評価できるとしている。

しかしながら、特定非常災害の発生により状況が一変したことを考慮すれば、特定非常災害発生日前に取得した土地等及び家屋等の帳簿価額が「通常の取引価額」に相当すると認められるとはいえず、また、「通常の取引価額」を別途算定することも困難であると考えられる。

このことを踏まえ、本項の(2)注書において、これらの価額についても、評価通達 185 括弧書の定めを適用せず、特定非常災害の発生直後における資産の価額として評価することを明らかにした。

**(参考 3) 特定株式等を純資産価額方式で評価する場合における土地等の評価方法**

措置法施行令の規定によれば、特定株式等を純資産価額方式で評価する場合における評価対象法人が保有していた特定地域内の土地等<sup>※1</sup>を評価する場合と相続人等が相続等により取得した特定土地等<sup>※1</sup>を評価する場合とでは、評価単位や特定非常災害による物理的な損失の取扱いなどが異なることに留意する必要がある。

なお、両者の具体的な異同は次表のとおりである。

(表) 特定株式等の評価における土地等の評価と特定土地等の評価の異同

	特定株式等を純資産価額方式で評価する場合における評価対象法人が保有していた特定地域内の土地等 <sup>※1</sup> の評価	特定土地等 <sup>※1</sup> の評価
評価単位	特定非常災害の発生直後の状況	課税時期の現況 (特定非常災害の発生日前)
権利関係	特定非常災害の発生直後の状況	課税時期の現況 (特定非常災害の発生日前)
課税時期から特定非常災害までの区画形質の変更	特定非常災害の発生直後の状況により評価	考慮しないで評価
路線価等	特定非常災害発生日の 属する年分の路線価等 × 調整率	特定非常災害発生日の 属する年分の路線価等 × 調整率
特定非常災害による物理的な損失	土地等の評価で個別に減額 <sup>※2</sup>	災害減免法第6条((相続税又は贈与税の計算))により減額

※1 特定非常災害発生日において保有していたものに限る。

※2 特定非常災害により地割れ等が生じたことによって土地そのものの形状が変わったことに伴う損失(物理的な損失)が生じている土地等については、通常、一定の費用を投下することで特定非常災害発生前の状態に復帰するため、特定非常災害による物理的な損失がないものとした場合の土地等の価額から原状回復費用相当額を控除して評価することができる。

なお、この場合の原状回復費用相当額については、例えば、①原状回復費用の見積額の100分の80に相当する金額、又は②市街地農地等を宅地に転用する場合において通常必要とされる宅地造成費相当額から算定した金額とする方法が考えられる。

#### (参考4) 評価対象法人が保有する取引相場のない株式の評価方法

評価対象法人が保有する株式等については措置法施行令第40条の2の3第1項に規定する動産等には該当しない(動産等から有価証券は除外されている。)ため、特定株式等を純資産価額方式で評価する場合における評価対象法人が保有する取引相場のない株式の相続税評価額は「特定非常災害の発生直後の価額(特定非常災害発生後を基準とした価額)」によることができないことに留意する必要がある。

- 5 特定株式等を配当還元方式によって評価する場合にあっては、評価通達188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))に定める評価会社の「その株式に係る年配当金額」を上記3のイの「1株当たりの配当金額」(その金額が2円50銭未満の場合には、2円50銭とする。)により計算した金額によって評価することとした。

なお、この方法によって評価した配当還元価額が上記3及び4による原則的評価方式で評価するものとして計算した金額を超える場合には、評価通達188-2ただし書のとおり、その原則的評価方式により計算した金額によって評価することとなる。

**(参考5) 特定株式等を評価する場合の評価明細書の記載要領等**

特定株式等を「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」を使用して評価する場合の記載要領等は、別添のとおりである。